

別表

第1 公募対象事業名	第2 事業内容	第3 応募団体の要件	第4 補助対象経費の範囲	第5 補助金額	第6 補助率
令和5年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち加工食品国際標準化緊急対策		本事業に応募することができる団体は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、協同組合連合会、独立行政法人又は法人格を有しない団体のうち、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が特に必要と認める団体のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとする。 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。 3 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質	本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む。）、需用費、役務費、賃借料、広報に係る経費（HP作成費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場装飾費・使用料、委託費等 本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む。）、需用費、役務費、賃借料、データベースライセンス費、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、代替添加物・包材を使用した商品の開発費（原材料費、調査費及び試作費を含む。）、調査費、評価・試験費、広報に係る経費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）、会場使用料、委託費、機器導入・リース経費・改良代等（購入・設置に係る経費、エンジニア経費等）等	上限額は、事業内容の1と2の合計で79,999千円以内	定額 定額
1 補助金交付事務、連携体制の構築、調査等	1 補助金交付事務、連携体制の構築、調査等 2の（3）の事業を実施する食品製造事業者等の公募選考会の開催・採択、補助金の交付、事業の進捗管理及びサポート、食品製造事業者等との連携体制の構築等、優良事例の取りまとめなどの輸出に関する調査等を実施する。				
2 加工食品の国際標準化	2 加工食品の国際標準化 補助事業者は、（1）及び（2）の事業を実施し、（3）の事業については、採択された食品製造事業者等に対してその要する経費を補助するものとする。				
（1）早見表作成等	（1）早見表作成等 主要な輸出先10ヶ国・地域について、規制根拠である関連法規等を調査・整理するとともに、保存料・酸化防止剤等の食品添加物の用途、使用基準、規格等の早見表を作成する。				
（2）研修会・勉強会の開催	（2）研修会・勉強会の開催 食品添加物・賞味期限延長等に関する研修会や勉強会の開催等により、食品製造事業者等の関係者に知見を共有する。				

第 1 公募対象事業名	第 2 事業内容	第 3 応募団体の要件	第 4 補助対象経費の範囲	第 5 補助金額	第 6 補助率
(3) 規制や賞味期限延長への対応、食品添加物・包材の切替等	(3) 規制や賞味期限延長への対応、食品添加物・包材の切替等 輸出先国・地域の規制や賞味期限延長への対応のため、代替添加物・包材の切替や試験、商品開発、分析機器導入等を支援する。	的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。			